

岡崎市週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の週休2日制の普及を推進し、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保し、公共工事の円滑かつ適切な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 週休2日制工事 第3条第2項に規定する対象期間において、曜日及び理由にかかわらず休工又は現場閉所若しくは現場休息とする日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の工事をいう。
- (2) 分離発注工事 工事種別ごとに専門工事業者に分離して発注する工事をいう。
- (3) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (4) 現場休息 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。
- (5) 準備期間 現場施工前に現場事務所等の設置や測量等を行う期間をいう。

(週休2日制の対象工事及び期間)

第3条 週休2日制の対象となる工事（次条において「対象工事」という。）は、岡崎市の発注工事のうち、建設工事（分離発注工事を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 工程が現場条件に大きく制約される工事
- (2) 設計金額が130万円以下の工事
- (3) 緊急性がある工事
- (4) 契約期間が3か月未満の工事

2 週休2日制の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない。）から現場施工が完了した日（片付け期間は含まない。）までとする。ただし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災に対する突発的な対応期間は対象期間から除くものとする。

(週休2日制工事の指定及び発注)

第4条 発注者は、対象工事を指定する時は、契約書の工事名の末尾に「(週休2日)」と記載して発注するものとする。

(取組内容)

第5条 受注者は、週休2日制工事の施工計画書の提出時に、土木系の工事にあつては、休工計画表(別紙1)を、建築系の工事にあつては、現場閉所(現場休息)計画表(別紙2)(以下これらを「計画表」という。)を発注者に提出し、確認を受けるものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所又は現場休息の予定日を調整した上で計画表を作成するものとする。

2 週休2日制の実施に伴う工期の変更は認めないものとする。

3 受注者は、工事現場において、週休2日制工事である旨を看板等で掲示するものとする。(別紙3参照)

(実施報告)

第6条 受注者は、毎月5日までに、前月までの休工又は現場閉所若しくは現場休息の状況を記入した計画表を、発注者に提出しなければならない。その際、併せて夏季休暇等の非対象期間を明示するものとし、発注者は、これを確認するものとする。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、土木系工事補正率(別紙4)又は建築系工事補正率(別紙5)により諸経費等の補正を行い、予定価格の積算を行うものとする。

2 対象期間の日数に対する休工又は現場閉所若しくは現場休息とした日数の割合(次条において「週休2日取得率」という。)が28.5%未満の場合には、諸経費等の減額変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第8条 発注者は、対象期間内の週休2日制の実施状況を確認し、週休2日取得率が28.5%以上の場合には、当該工事の工事成績評定で加点評価するものとする。なお、当該取得率が28.5%未満の場合であっても、工事成績評定の減点評価は行わないものとする。

(取組証の発行)

第9条 発注者は、前条の規定により加点評価した場合には、受注者に対して速やかに週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年1月1日から施行し、同日以後に公告又は指名通知する競争入札及び同日以後に契約する随意契約について適用する。
- 2 岡崎市週休2日モデル工事実施要領及び岡崎市週休2日モデル工事（建築工事）試行要領は、廃止する。